事例番号:290134

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

- 1) **妊産婦等に関する情報** 初産婦
- 2) **今回の妊娠経過** 特記事項なし
- 3) 分娩のための入院時の状況 妊娠 38 週 6 日 23:20 陣痛発来のため入院
- 4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日 23:58 経膣分娩

- 5) 新生児期の経過
- (1) 在胎週数:38 週 6 日
- (2) 出生時体重:2508g
- (3) 臍帯血ガス分析(血液の種類不明):pH 7.26、PCO2 不明、PO2 不明、HCO3 不明、BE 不明
- (4) アプガースコア:生後1分7点、生後5分5点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫
- (6) 診断等:

生後1日

- 0:03-0:40 口腔内の奇形あり、気管挿管できず、徐々に自発呼吸消失、蘇生 を続行するが経皮的動脈血酸素飽和度 10%、全身チアンノーゼ、心拍数 低下あり
- 0:55 心拍数モニター上 50 回/分台、人工呼吸により経皮的動脈血酸素飽和度 98-100%、心拍数 130 回/分へ改善

1:16 気管挿管

新生児仮死、奇形症候群(トリーチャーコリンズ症候群疑い)の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 7 ヶ月 頭部 MRI で、大脳基底核、視床に信号異常を認め、低酸素・虚血 を呈した状態を認めた画像所見に矛盾しない。

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医3名

看護スタッフ:助産師1名、看護師3名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生後の低酸素・酸血症による低酸素虚血性脳症である。
- (2) 出生後の低酸素・酸血症による低酸素虚血性脳症の原因は、上顎骨・頬骨形成不全を伴った小顎症による上気道閉塞または上気道狭窄である可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 35 週に羊水過多を認めたため、妊娠 37 週 0 日に A 医療機関を紹介したことは医学的妥当性がある。
- (3) 妊娠 38 週 0 日に、羊水過多症が増悪する状況で、当該分娩機関での分娩の 方針としたことの医学的妥当性には賛否両論ある。

2) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日、入院後の管理(分娩監視装置装着、胎児心拍数低下に対し酸素投与)は、一般的である。

3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫)は一般的である。

- (2) 新生児の奇形を認め蘇生困難のため、A 医療機関に新生児搬送を依頼したことは一般的である。
- (3) 出生後から新生児搬送するまでの診療録において、児の観察や蘇生処置の 実施時刻の記載がないことは一般的ではない。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
- (1) 原因不明の進行性羊水過多症例に対しては、本人の希望がある場合でも胎児先天異常の可能性を考慮し、高次医療機関での分娩を勧めることが望ましい。
 - 【解説】羊水過多症については、母体糖尿病、胎児の消化器系閉塞(狭窄)などその原因が明らかな場合以外にも、中枢神経系の異常や染色体異常、その他の先天性形態異常に伴う嚥下障害などがある可能性もあり、その場合は新生児の専門的な診療を要することもあるため、NICU併設の高次医療機関での分娩を検討することが望ましい。
- (2) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠 33 週から 37 週に実施することが望まれる。
 - 【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、妊娠 33 週から 37 週での実施を推奨している。
- (3) 観察した事項や処置、医師の判断等について、診療録に正確に記載することが望まれる。
- (4) 臍帯血ガス分析については検体の種類を診療録に記載することが望まれる。 【解説】本事例では、臍帯血ガス分析の検体の種類は不明であった。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。
 - 【解説】本事例では、妊娠経過中に羊水過多を認め、胎児異常が疑われた事例であり、胎盤病理組織学検査はその原因の解明に寄与する可能性がある。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
- (1) 事例検討を行うことが望まれる。

- 【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事検討を行うことが重要である。
- (2) 胎児心拍数陣痛図は5年間保存しておくことが望まれる。
 - 【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図の一部が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して
 - 7. 原因不明羊水過多症の診療体制について、管理指針の検討が望まれる。
 - イ. 地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。
 - 【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、腟分泌物培養検査 (GBS スクリーニング)を妊娠 33 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。
- (2) 国・地方自治体に対して

なし。